

## 防災会防災計画

### 1 目的

この計画は、防災会の活動に必要な事項を定め、地震その他の災害（以下「災害」という）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

### 2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること
- (2) 防災知識の普及及び防災意識の高揚に関すること。
- (3) 出火防止その他災害拡大防止のための防災点検及び防災活動に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 初期消火、避難誘導、救出及び救護に関すること。
- (6) 情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (7) 器材、物資等の調達及び配布に関すること。
- (8) その他災害による被害の防止及び軽減を図るため必要なこと。

### 3 防災組織の編成及び各部の任務分担

別紙の防災会組織図及び任務分担表のとおり。

### 4 防災知識の普及及び防災意識の高揚

地域住民の防災意識の普及及び防災意識の高揚を図るため次の事項について普及する。

#### (1) 普及事項

普及事項は、次のとおりとする。

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震、火災、風水害等についての知識に関すること。
- ウ 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること。

- エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- オ 災害発生時における交通規制に関すること。
- カ その他防災に関すること。

## (2) 普及の方法

防災知識の普及方法は、次のとおりとする。

- ア パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- イ 座談会、講演会、映画会、見学会等の開催
- ウ パネル等の展示

## (3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随時実施する。

## 5 防災訓練の実施

災害の発生時における応急活動が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

### (1) 防災訓練の種別

防災訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

### (2) 個別訓練の種類

個別訓練は、次のとおりとする。

- ア 情報の収集及び伝達並びに広報活動の訓練
- イ 出火防止その他災害拡大防止のための活動訓練
- ウ 初期消火の訓練
- エ 避難誘導及び避難訓練
- オ 救出及び救護訓練
- カ 器材の調達及び配布訓練
- キ 炊き出しの協力訓練

### (3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

### (4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

### (5) 訓練の時期及び回数

ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。

イ 訓練は、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

## 6 情報の収集、伝達及び広報

災害の発生状況、それに伴う被害状況等の情報を正確かつ迅速に収集し、把握し、分析するとともに、地域住民に的確に伝達し、広報するため、次により活動する。

### (1) 情報の収集及び伝達

情報連絡部員は、地域内の災害発生状況及び被害状況並びに防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関に伝達する。

### (2) 情報の収集及び伝達の方法

情報の収集及び伝達は、有線電話、テレビ、ラジオ、有線放送、伝令等による。

## 7 一時退避、出火防止及び初期消火

### (1) 一時退避

大地震時の振動による落下物を避けるため、落下防止措置を講ずるとともに、家庭内に身の安全を確保する場所を確保しておく。

### (2) 出火防止

大地震においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるため、出火防止の徹底を図るため、各家庭においては、主として次の事項に重点を置いて点検整

備する。

ア 火器使用器具の設備及びその他周辺の整理整頓状況

イ 可燃性危険物品等の保管状況

### (3) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるとするために、次の事項に留意する。

ア 街路に設置した消火器の位置の確認

イ 各家庭に設置している消火器等、消火設備の点検及び充実

ウ 地震等が発生した際における会員相互の協力による出火防止の呼びかけ及び初期消火の応急措置

## 8 救出及び救護

### (1) 救出及び救護活動

建物の倒壊及び落下物により救出及び救護を要するものが生じたときは、直ちに救出及び救護活動を行う。この場合、現場付近のものは、救出及び救護活動に協力する。

### (2) 医療機関への連絡

救出救護部員は、負傷者が医師の手当てを要するものであると認めるときは、次の医療機関または、防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

ア ○ ○

イ ○ ○

### (3) 防災関係機関の出動要請

救出救護部員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

## 9 避難対策

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、または、生じる恐れがあ

るときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長、現場警察官等の避難の勧告等が出たとき、または会長が必要があると認めたときは、会長は避難誘導部ほか役員に対し、避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導部員は、会長の避難誘導の指示に基づき、住民を避難場所に誘導する。なお、避難誘導にあたっては、秩序正しく行い、警察官等関係機関員の配置されている場所においては、その指示に従う。

(3) 避難場所

一時避難場所は、○ ○ とする。

(4) 老人、障害者等の緊急避難

老人、病人、障害者等災害発生時における避難誘導に特別の配慮を必要とするものについては、非常時から良く把握しておき、災害時には、いち早く安全な場所に避難させる。

(5) 秩序維持協力

避難後の地域内の盗難防止を行うため、危険のない範囲で担当者を警戒に当たらせる。

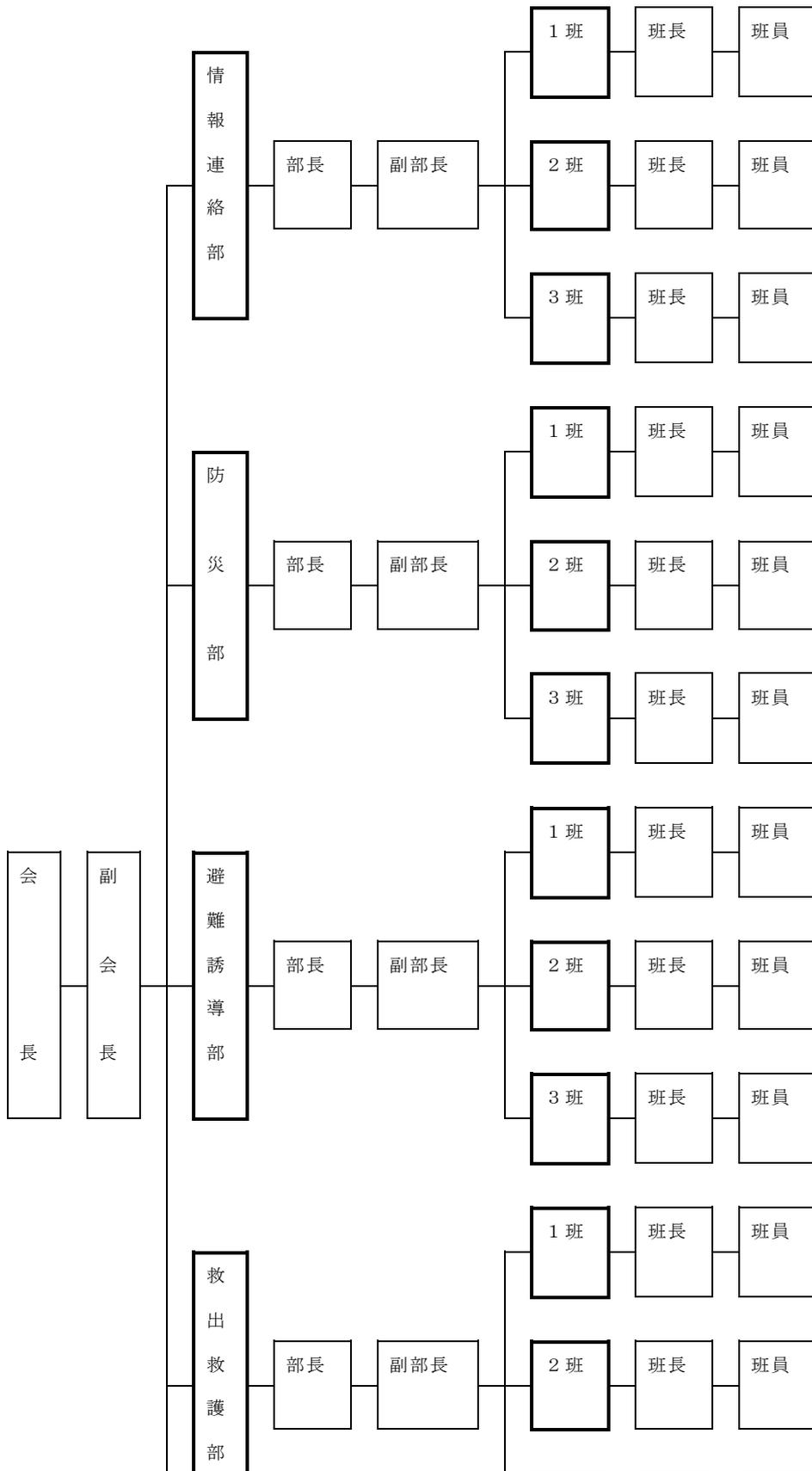
10 器材及び物資の調達及び配布、避難場所等における給水、給食等は、次により行う。

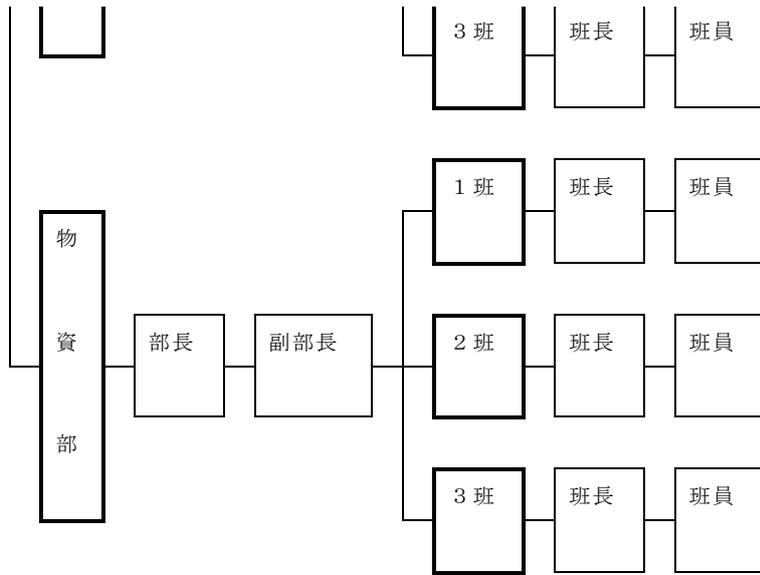
(1) 物資部員は、物資の配給があった場合は、円滑かつ迅速に処理する。

(2) 物資部員は、市から提供された食料、地域内の家庭、米穀類販売者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(3) 物資部員は、市から提供された食料及び水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

# 防災組織図





## 防 災 会 任 務 分 担 表

部別	災害発生時に備えての予防及び準備活動	災害発生時における応急活動
情報連絡部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災知識の普及及び防災意識の高揚</li> <li>○ 防災活動計画の策定</li> <li>○ 情報の収集及び伝達並びに広報活動機能の整備及び訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報の収集及び伝達並びに広報活動</li> </ul>
防災部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出火防止その他災害拡大防止のための防災点検</li> <li>○ 初期消火の訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出火防止その他災害拡大防止のための防災点検</li> <li>○ 初期消火の訓練</li> </ul>
避難誘導部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難誘導の訓練</li> <li>○ 老人、障害者等災害発生時において避難誘導に特に配慮を必要とする者の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難誘導の活動</li> </ul>
救出救護部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救出および救護の訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救出および救護の訓練</li> </ul>
物資部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 器材、飲食物、薬剤、衣料、寝具その他物資の備蓄及び保守管理並びに調達計画の樹立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 器材、飲食物、薬剤、衣料、寝具その他物資の調達及び配布</li> <li>○ 炊き出しの協力</li> </ul>

